

山形県

山形県における精神障がい者の地域生活移行支援について

山形県では、これまでも入院中の精神障がい者の地域生活移行支援のための事業を様々実施してきました。県の事業終了後も委託先だった法人がそのまま継続している事業もあります。今後も継続して地域生活移行を支援するための事業を実施する予定です。

1 県の基礎情報

山形県

- ◆東北地方
- ◆面積9,323.46平方キロメートル
- ◆35市町村全てに温泉がある。
- ◆特産品は、さくらんぼ、メロン、ぶどう、すいか、桃、枝豆、りんご、かき、西洋なし(ラフランス)、米(つや姫、はえぬぎ)、牛肉、酒、ワインなど



取組内容

【人材育成の取り組み】

- 平成26年度に相談支援専門員を対象とした現状把握のための調査を実施し、精神障がい者及び発達障がい者への対応が困難という現場の課題に対応した研修会を実施した。

【精神障害者の地域移行の取り組み】

- 精神疾患が疑われる患者の早期発見と適正治療の促進
- 退院前に退院後の円滑な地域移行を促進させるための地域援助事業者の参画促進
- 退院した精神障がい者の再入院の防止と地域生活の継続を促進させるための相談事業

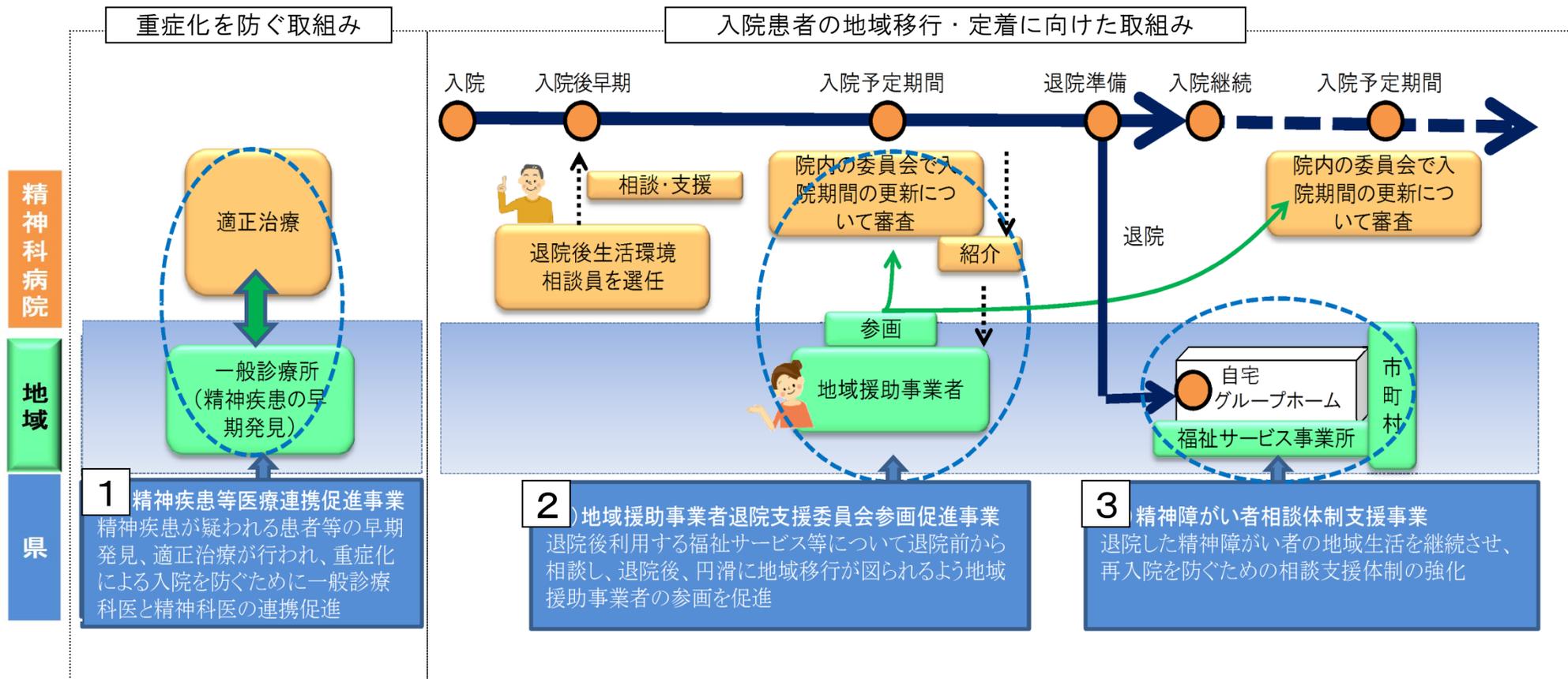
基本情報

| | |
|---------------------------|------------------------------------|
| 圏域数 | 4カ所 |
| 人口（H27年10月1日現在） | 1,105,057人 |
| 精神科病院の数（H28年6月末） | 20病院 |
| 精神科病床数（H28年6月末） | 3,579床 |
| 入院精神障害者数 （H28年6月末） | 3か月未満：814人（26%） |
| | 3か月以上1年未満：580人（18%） |
| | 1年以上：1,755人（56%） |
| 退院率（H28年6月末） | 入院後3か月時点：65.2% |
| | 入院後1年時点：92.0% |
| 相談支援事業所数 （H28年4月1日現在） | 一般相談事業所数：37 |
| | 特定相談事業所数：81 |
| 障害福祉サービスの利用状況 （H28年3月） | 地域移行支援サービス：1人 |
| | 地域定着支援サービス：2人 |
| 保健所 | 4カ所 |
| （自立支援）協議会（H29年3月末） | （人材育成について議論）：なし （活動頻度）：なし |
| | （精神障害者の地域移行について議論）：なし （活動頻度）：なし |
| 精神保健福祉審議会 | 0回／年、委員数14人 |

※日にちの記載がないものは、H29. 4. 1現在

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

平成29年度の山形県における取組み予定



3 精神障害者の地域移行推進のための取組経緯

①精神障がい者地域包括支援体制（山形版ACT）モデル事業

（平成22年度～平成23年度）

重度の精神障がい者や病状が不安定な精神障がい者が退院した場合、入退院を繰り返すなど、既存の精神保健福祉サービスだけでは地域生活を継続することが難しい。そのため、病院の医師、看護師や地域の福祉団体、行政機関などが連携し、包括的な支援を行うモデル事業を行った。（NPO法人へ委託）

②リカバリーハウスの運営委託（平成22年度～平成26年度）

退院前に、病院外での生活と訪問看護・生活訓練などの福祉サービスを体験することで退院後の生活をイメージさせ、長期入院者の退院後の生活不安を取り除くための場を運営。（NPO法人へ委託）

③当事者等のための居場所（クラブハウス）の運営（平成22年～25年度）

当事者活動の場及び精神障がい者と住民等が直接交流する機会の提供。
（NPO法人へ委託）

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みにおける強みと課題

特徴(強み)

これまで精神障がい者の退院訓練を含む地域移行支援や生活の維持・安定、社会的な自立促進など地域定着のための支援体制の整備に取り組んだ結果、入院後3カ月時点と1年時点での退院率に関しては、全国平均を上回っている。

・3カ月・・・平成23年:57.8% → 平成26年:67.8%(全国平均66.9%)

・1年・・・平成23年:90.5% → 平成26年:91.3%(全国平均88.5%)

※ただし、全国平均は暫定値である。

課題

○地域生活を支える支援体制の整備

- ・医療機関と地域の福祉団体、行政機関などが連携して支援していく体制の整備・充実。
- ・地域における精神障がい者に係る相談・支援体制の強化

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた 平成29年度の取組みスケジュール

平成29年度の目標

1. 精神疾患の重症化を防ぐための一般診療科と精神科の連携を促進する取組みの実施
【新規事業】
2. 退院後利用する福祉サービスについての相談件数及び地域生活の継続を図るための相談事業への参加人数の拡大【継続事業】
3. 第7次医療計画における精神疾患部分等への地域移行に関する施策の反映

| 時期(月) | 実施内容 | 担当 |
|-------|----------------------------|--------------|
| 7月 | 第7次医療計画の骨子作成 | 県 |
| 8月 | 委託先との事業内容についての協議・打合せ | 県、委託先 |
| 9月～ | 契約(事業の開始) ※適宜相談事業等の周知活動 | 委託先 県、委託先 |
| 9月 | 第7次医療計画策定に向けた関係者との調整 | 県、関係団体 |
| 10月 | 29年度委託事業の実施状況の評価及び内容調整 | 県、委託先 |
| 11月 | 30年度事業内容の検討、予算要求 | 県 |